

【ポーランド国内制限】新型コロナウイルス感染症に関するポーランド国内制限措置の
段階的緩和について（5月28日）

<ポイント>

- 5月1日から段階的に緩和されているポーランド国内の制限措置について、5月28日（金）から随時一部の制限が緩和されます。
- 28日（金）から、飲食店、ジム・フィットネスクラブ等の営業制限、及び冠婚葬祭等や自宅でのイベントによる集会に関する制限が緩和されます。29日（土）から、公共の場での集会に関する制限が緩和されます。31日（月）から、学校などの教育機関における授業が通常化されます。
- 今後も制限が段階的に緩和される予定ですが、今後の感染状況により変更される可能性がありますので、緩和実施の有無を確認した上で、改めてお知らせします。
- 感染者は減少傾向にありますが、新たな変異株の感染が確認されております。引き続き十分にご注意いただき、感染予防措置を心がけて下さい。

4月30日にお知らせしました、5月1日から段階的に緩和されているポーランド国内の制限措置について、5月28日（金）から一部制限が更に緩和されます。

1 今回緩和される制限は以下のとおりです。

(1) 5月28日（金）以降

(ア) 飲食店の屋内席が利用可能になります。ただし、席数の50%までで、テーブル間に高さ1mのパーテーションがない限り、テーブル間の距離が1.5m確保した上で、1つおきの利用となります。

(イ) ジム・フィットネスクラブ等の制限付き営業再開。ただし、15平方メートルあたり1名までの利用となります。

(ウ) 冠婚葬祭やその他お祝い等の集会への参加人数が最大50名まで、自宅でのイベントへの参加人数が最大25名（ただし、イベントの主催者及びその同居人は除く）までとなります。ただし、ソーシャル・ディスタンスの確保等の要件がある場合があります。

(2) 5月29日（土）以降

公共の場での集会への参加者は、ソーシャル・ディスタンスを確保した上で、最大50名までとなります。ただし、集会ごとに100mの間隔を確保する必要があります。

(3) 5月31日（月）以降

学校等の教育機関は、通常の授業に戻ります。

2 5月28日以降の制限内容は以下をご参照下さい。また、制限措置の違反者には罰則がありますので、十分にご注意ください。

【国内制限内容：5／28～】

※国内の感染状況により変更される可能性がありますのでご注意ください。

- (1) ソーシャルディスタンス（1.5m）の確保。
- (2) 密室など限られた空間において、口と鼻をマスクで覆うことが義務化（フェイスガードやマフラー、スカーフは不可）。
- (3) 交通機関の乗客を、座席の100%まで、若しくは座席数の50%と立席数の50%までに制限。
- (4) ショッピング・モール（除く食料品店及び薬局）、敷地面積2,000平方メートル以上の大規模家具販売店・ホームセンター等の営業制限（防疫措置が執られている上で、15平方メートルあたり1名まで）。
- (5) 商店店舗内への入店可能人数が、100平方メートルまでの店舗について10平方メートルに1人、100平方メートル以上の店舗について15平方メートルに1名までに制限され、入店時は、手袋の着用又は手の消毒が必要。
- (6) 市場の店舗及び郵便局内への入店・入局可能人数が、100平方メートルまでの店舗については15平方メートルに1人、100平方メートル以上の店舗について20平方メートルに1名までに制限され、入店・入局時には、手袋着用や手の消毒が必要。
- (7) 飲食店の営業制限（席数の50%を利用可。テーブル間に高さ1mのパーティションがない限り、テーブル間の距離が1.5mで、一つおきに利用可。）。
- (8) ホテルの利用制限（宿泊可能人数の50%まで。ウェルネス等は利用不可。レストランは上記（7）と同様）。
- (9) ディスコやナイトクラブの営業禁止。
- (10) 屋内外を問わず、見本市、会議などの開催禁止（除くオンライン）。
- (11) 屋内のスポーツイベントは無観客での開催。屋外のスポーツイベントは、観衆は25%まででの開催。
- (12) 博物館及び美術館の利用制限（防疫措置が執られている上で、15平方メートルあたり1名まで）。
- (13) 映画館、劇場、オペラ、フィルハーモニー等の利用制限（防疫措置が執られた上で、観衆は収容人数の50%まで、又は15平方メートルあたり1名まで。一つおきに座席の利用可、又はソーシャル・ディスタンスの確保。マスク着用義務。屋内の場合は飲食不可。）。
- (14) ライブやサーカスは、観客定員の50%までに制限。マスク着用義務、ソーシャル・ディスタンスの確保、15平方メートルあたり1名までで、飲食禁止。
- (15) ジム・フィットネスクラブ及びソラリウムの営業制限（15平方メートルあたり1名まで）。
- (16) 屋内スポーツ施設及びプール・ウォーターパークの利用制限（引率付きの青少年のグループのみ収容人数の50%まで利用可）。
- (17) 屋外のスポーツ施設の利用制限（最大250名まで利用可能）。
- (18) ポーランドのスポーツ協会主催の大会へ子供及び青少年の参加が可能。
- (19) 屋外の遊園地やテーマパーク等のレクリエーション施設の利用制限（定員の50%まで）。屋内のものは引き続き閉鎖。

- (20) 図書館の利用制限（マスク着用義務、15平方メートルあたり1名まで。イベントは15人までで、ソーシャル・ディスタンスの確保）。
- (21) 文化センター等の施設での活動は15人までに制限。ソーシャル・ディスタンスの確保、飲食禁止。屋内の場合は、マスク着用義務。
- (22) 教会における宗教行事への参加者を、15平方メートルあたり1人に制限。マスク等の着用及び1.5mのソーシャル・ディスタンスの確保が必要。
- (23) 冠婚葬祭やその他お祝い等のための集会の制限（防疫措置が執られた上で、最大50人まで。規定回数の予防接種終了したものはカウントせず）。
- (24) 5月29日（土）から公共の場での集会への参加者は、ソーシャル・ディスタンスを確保した上で、最大50人までに制限。集会ごとの間隔を100m確保。
- (25) 自宅でのイベント参加者は25人までに制限（主催者とその同居人は除く）。
- (26) 飲食店でのパーティなどのイベント参加者は50人までに制限（規定回数のワクチン接種者は除く）。上記（7）の飲食店での制限が適用される。
- (27) 小学4～8年生及び高等教育機関において、リモート授業とのハイブリット授業（小学1～3年生は対面授業が再開）。5月31日（月）から通常の授業に戻る。
- (28) 療養所・リハビリセンターの利用は、リハビリ開始の4日以内の陰性証明が必要。
- (29) 70歳以上は、職業活動、必要不可欠な場合に、宗教的儀式への参加を除き、外出を控えるように要請。
- (30) 可能な限りのリモートワークの導入の要請。

3 今後も段階的に制限が緩和される予定ですが、今後の感染状況により変更される可能性がありますので、詳細が確定したことを確認した上でお知らせします。

4 感染者は減少傾向にありますが、新たな変異株の感染が確認されておりますので、引き続き十分にご注意いただき、マスク着用や手洗い（含む消毒）、うがい及びソーシャル・ディスタンスの確保など、感染予防措置を心がけて下さい。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30、13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うこととなります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html